

厚生労働省発生食0913第9号
令和元年9月13日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について

1. イソアルファー苦味酸、カプリル酸、カプリン酸、ステアリン酸、パルミチン酸、ベヘニン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及び生石灰の添加物としての成分規格の設定について
2. アセト酢酸エチルの添加物としての成分規格の改正について